知的障害者療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

内の市町村から同法に定める更生援護を受けているもの

## 岩手県規則第9号

知的障害者療育手帳交付規則の一部を改正する規則

知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(療育手帳の交付の対象)	(療育手帳の交付の対象)
第2条 療育手帳(様式)は、次に掲げる者について本人又は	第2条 療育手帳 (様式) は、次の各号のいずれかに該当する
その保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知	者であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定す
的障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。) に交付す	る児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
るものとする。	に規定する知的障害者更生相談所(以下「相談所」という。
	<u>)において知的障害者と判定されたもの</u> について <u>、</u> 本人又は
	その保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知
	的障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。) に交付す
	るものとする。
(1) 県内に居住している者 <u>で、児童相談所又は知的障害者</u>	(1) 県内に居住している者
更生相談所 (以下「相談所」という。) において知的障害	
者と判定されたもの	
(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項又	(2) 県外の障害児入所施設(児童福祉法第7条第1項に規
は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項	定する障害児入所施設をいう。)又は指定発達支援医療機
の規定により、県外の知的障害児施設又は知的障害者援護	関(同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医
施設に入所の措置をされている者	療機関をいう。)に入所し、又は入院している者であって
	、県から同法第24条の2第1項若しくは第24条の24第1項
	の規定による障害児入所給付費の支給を受け、又は同法第
	27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置(同法
	第31条第4項の規定により同法第27条第1項第3号又は第
	2項に規定する措置とみなされる場合を含む。) が採られ
	<u>ているもの</u>
	(3) 県外の特定施設(知的障害者福祉法第9条第2項に規
	定する特定施設をいう。) に入所している者であって、県

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。